

2020年6月26日（金）

厚生労働省  
大臣 加藤 勝信 様

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
理事長 福地 保馬

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター・全労連会館 6階

TEL (03)5842-5601, Fax (03)5842-5602, e-mail: info@inoken . gr. jp

## 新型コロナウイルス感染症から労働者のいのちと健康を守るための緊急要請

新型コロナウイルス感染症が流行している下で、職場や通勤における労働者の新型コロナウイルスの感染防止を行い、労働者のいのちと健康を守ることは喫緊の課題です。

いうまでもなく、事業者には、労働安全衛生法にもとづき、労働災害の防止義務、職場における労働者の安全と健康を確保する義務を負っています（同法3条）。労働契約法でも使用者の、労働者の生命・身体に対する安全確保配慮義務が明記されています（同法5条）。労働安全衛生法では、事業者は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するための必要な措置を講じなければならず（同24条）、労働災害発生の急迫した危険があるときはただちに作業を中止し、労働者を作業所から退避させる等の必要な措置を講じなければならない（同25条）と定めています。当然のことながら、新型コロナウイルス感染症の職場や通勤における感染を防ぐうえでも、以上のことが基本に置かれなければなりません。

また、貴省が4月28日に労働基準局補償課長名で都道府県労働局の労働基準部長に宛てて発信した基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」は、

- ① 労災補償の考え方について、「調査により感染経路が特定されなくても、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること」として、
- ② 具体的な取り扱いについて
  - i. 医師や看護師などの医療従事者や介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる、

としていることは基本的に評価できるものです。

そうした立場から、右記の緊急要請を行いますので、積極的な検討を期待します。

## 《 記 》

### I 職場における労働安全衛生活動について

- 1 事業者が職場や通勤における労働者のコロナ感染を防ぎ、労働者の安全、いのちと健康を守る責任を負っていること、健康障害防止措置を講じなければならない義務があることを明確にし、徹底すること。労働者には自らの安全、いのちと健康の確保を求める権利があること、コロナ感染の危険を感じた場合には、職場を離脱し、出勤を拒否することができることも明確にし、徹底すること。
- 2 医療・介護・保育・教育など感染が心配される職場において、必要なマスクや消毒液、ガウン等の衛生・防護用品の確保・供給を国の責任で行うこと。医療・介護・保育・教育など感染が心配される職場における感染を防ぐために、すべての利用者と労働者に対し定期的なPCR検査を行うこと。
- 3 コロナ感染の下でも奮闘している医療・介護に従事するすべての労働者に、国が予算措置を行って、「特別手当」を支給すること。
- 4 コロナ感染症拡大の影響によるメンタルヘルス不全やハラスメントの発生の増大に対する対策を行うこと。また、コロナ危機の進行によって失業が増えることが予測され、失業者の増大と自殺者の増大には相関関係があると指摘されているので、自殺防止対策の強化を行うこと。

### II コロナ感染症の労災認定について

- 5 業務上及び通勤途上で発生した新型コロナウイルス感染症が労災認定されることを積極的に社会に周知し、労災請求を行うことを徹底すること。
- 6 4月28日付の基補発0428第1号では、「感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合」には、労災保険給付の対象となる、また「複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下の業務」や「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務」など「感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したとき」には、業務により感染した蓋然性が高いので、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断するとしているが、医療や介護に従事している労働者と同様に、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象として取り扱うこと。

### III 労災給付に関連して

- 7 労災を受けている患者のうち、通院日のみ休業補償を受けている患者が新型コロナで通院日が減少した際に、過去3か月平均または「前月までの通院頻度」による休業補償を給付すること。

(以上)